改正三河後風土記

三卷之一

蔵書印
第四門
第
受書
210
ナ
1-32A

改正三河後風記卷第三

目錄

一 利家伏見ニ帰陽之事
一 城尾加賀守鳴津城ヲ攻落事
一 利家郎従奥田石田宅ニ留守之事
一 利家使者清盟書之事
一 向浦ヲ移使ヲ利家辛ク之事
一 七騎峰記ヲ石田解撰之事
一 伏見本丸ヲ移使ヲ豊臣遺号之事
一 朝鮮軍中ヲ江戸上洛之事

京都府文化会館
昭 33.7.30
35975

~~1-23~~
~~1-32~~
A210
+
1-32A

一　諸大名帰国付大坂市中の事

一　七方大職還付潜隠居の事

一　大坂西丸江還付前田諸侯の事

改正三河後風記巻第三終

利家伝聞の事

大坂の騒乱五月朔日和睦の儀言

紅葉しくるる前田利家発病して死居

自在ならざる故に残り宮多

上洛の二元兵五月朔日和議の儀

伝聞の口語へ象上

神君御対面

の事

神君大坂へ渡らせられ九月朔日

五しの何と好く其表一処門出する見ハ

三城ホ又及岡の諸を見ハ

神君と家光とを重く確執なり
及ばせんと密に伏見へ密使を差遣
内府公大坂へ御[illegible]ものは利家清正
なるべく計まんとせば人数の和談利家
更に聞入せんとも大坂なりと屋敷を
設く伏見へは毛と申せるなり申めく
少御所のうちとて皆たりなる所此
上月始終大坂へは御いきのふへ
まとも内府人ある陳まりし前なりとて
毛利は家康上洛に先立て利家は
先病死伏見に新く事叶難く偽
我く計り屋敷なりまに利家を人う
あるべくとて我くへ言れの事是非
内府大坂へ参るべしとの沙汰にて
彼殿せらるべし我くへ言れ申て
及ばれ第一番頂に御[illegible]大名数と
伝へ一紙の間　内府の動静心ばぬ
事うちとこの新大に内無きまは協尾
中村生弱の二人内間と苦労して
和結へ一和結も此の他双方天津神
田清神うるまらまし　毛利も人は
友吉とすう天下急に乱なんと京伏見

の用捨区区なるべき事なり細川殿申さる
忠興は兎も　徳川家へ御幸報恩
せんと志厚く前田とは戚縁の
なれば此度甚第止よ思へば前田肥前守
利長の方よりも申さば閑院の御先祖世尊
物語しうまし之中充の人こそ早く
罷出相談をば御ゝ親密し給へ安心
せし所なり又しかるべき親族
御ゝ世と又強動せんとは拙者人分
の変は出家と　内府との間しう
事既たる相よ事へば細川先頭

双方相談よりなりたる物之充は早く
伏見へ参ゝまゝ上方の方の八郎
出て内府なる事　内府も又親族
として出馬へ参りの人伝く之充
事内府の敵を把うるは出馬の用捨
事ゝ我が考なる人分
内府と大納言　豊前と相談せしき
双方参内を以て実頼の西の丸
相談ゝと申さるる事は天下の大事
なれば大納言殿の西の丸
せよ西の丸として其評なりとも伏見へ

義一に人々の新説なれば
中一万象に必ずあれば其評の兼異なり
紀にも我おもとは為一に人も
なれ一なれ一大納言殿一は
元年と中其と通年以来
なるべは紀なく以後拾ひさも其評以後
所さもんなれば　内府と以後を
ふいてこそ世一人は内分れ
と其は為ふるも其は以後の事
も編以前の為と為一の乱事を
色まんれ其評能以勿無なるも

大納言殿一も萬と以前なる
為と洞のもの一深なれば利長
大なる一父利家一其中清なれば
利家と大小忠義の志実に矣
御ふは以後の為なもの一使一仕
為き　内府と対面一和睦
以上は忠義なるも計らひ
出もの　原書の中に徳川氏の反逆を論じ石田三成を賞し
利家隆心して加賀黒田を以後方と為すも彼の人
引くとは大なる誤なり今は天文実紀著書なるもの下知文
なるべし
忠義は世と伊達と為り利家病を
押さくるもとへきなり

神君は駿府より江戸に二月廿日利家
大坂を発し川口より船に乗て伏見へ
上る加藤清正浅野幸長細川忠興等船を
並べて従へり　神君は小船にて
淀まで御通り淀より船にて
射面あり御殿に見送入城院入り
其後御殿にて休息せられ後に出られる
御殿と仰せられる利家は直に
城へ入と中納言は　神君は
御使を以て利家は
徳川家に御入りなされて
移り清正幸長忠興八郎
右衛門佐中納言三河守秀康
出門なされて江戸へ
利家御殿に入
京都を出門なされ
利家は出門なされ
神君は
彼方へ勇敢に等の
神君に和睦なされ配流の
を出し加藤清正細川三人
井伊直政榊原康政お供して
出門なされ利家の家老神君に

此末ハ互に此書付させ此刀を遣はし
此安も経り此家も激て後利家ハ今夜
行も中合候ゆきまり中へしは金私の
家康公へ遊ひ来頼に此詞を相述ての儀
有之は此事を恐るへからん但其節ハ
此旨彼に此座居候て数人ハ此事に向橋
抱来去云引数を悩り抱楽不とせし事之
此旨の主計頭御抑勝之彼家へ
此勝なき様へし三宅五兵衛へハ菓子
物語中へくは何事も此方様にも及ひ候半て
此勝なへしと中金ハ神君亦も両目
其件其像に徒へ行候と伸ひ行りく

利家此噺中御見自身の面談へハ急度御
出の身より大坂の面談へ急ぎ帰る利家
此時石田が反心の事を神君へ申さると聞ゝ村井又兵衛
付利家も同道して御見に行へと申けるを利家大に怒て
我人を御見に行くハ内府に切らるゝ御見に行て切らるゝ
ゆるは海は由る人数を出し御見へ行て我切られなくては
叶ハぬ家人共も其心して参へしと家康我を切らぬ事は
有まし一つも何も行さる丁木の腰物の用を見て内府へ対面し
存し候はゝ叶刀を以て一刀ハ切へしと仰られけるは誠に互に中へと
利家に親も付て御見へ行しとあり其実と見る利家は深く
親念して参りしに神君は神武の大徳ましますへを報して私怨
を慎とし給ハんや利家を御満足にて此病を遂けりし由へは利家
始より経て何れ此勝候の其後神君は細川
書を仰せし始へし
忠興を取持まし大綱と云へ申しと云私勝候
始て家康へ来らせ給ふ一礼て我等
も近日大坂へ参りて大綱と云病死見送らせ

中へ一と仕られ申候ハヽ、忠興ハ天下
太平の為よろこばいかゝ申候ハヽ
家康ハ大御所ニ御者ハ家康
ハ心安く事も申度ハ
遠慮ハ申ハ
一ハ御ハ
退ハ
則ハ大坂ハ
ハ
ハ
又石田ニ成ハ利家御ハ
内府ハ大坂ハ
御ハ

一と告たり御ハ神君ハ利家ハ
御ハ我ハ大坂ハ
ハ
大坂ハ
大坂ハ
神君ハ大坂ハ
大坂ハ
神君ハ

切腹加賀守島津・藤堂等
太閤薨ぜらるゝ後五ヶ月
慶長ハ石田三成ハ利家ハ

神君を失ひ奉りしと申し策を巡らし
宮殿を上杉氏利に之を充て小田を落し
世上を騒動させ天下弱と動揺せしと
て 御尾張守力を落し 一こく城を中村
生駒と隣り合せ 神君思召の仰事を
平らかにせしめ給へ 三月朔日 右筆を御入
口に置き 天下動揺 世上騒擾
及ひ 事柄 右筆の功 御者なり
御家に蓄絶せしめ給へ 今後八 忠志
思召の旨 御書 御相続 下さるべしと
仰られる 右筆 今後 其の志 有

内府公口授のみ 其の外 天下 御
八 御微功 なけれ 一たる 知る 公の口授
忠 くに 御相続 事 八 悔 入て 御文
仕 る 同 よ 右 と 関 て 仰 井伊
直政 て 以 代 て 御相続 を 認め 婚尾
て 婚 入 と 今 せ 直政 直 紀州文
を 書く 返 其文 たれ

紀州文 書 事

今後 古 入 成 内 書 取 具
故 家 知 速 忠 入 干 今 不 始 成
別 而 隔 思 ま 自 後 仰 而 不 仰 後

此度関東より茂迷黒及庄之
可被仰出候中合此上八月相
内府安部庄江以我男を押止
可致其忠節諸事可被仰付候
右之旨違背致間敷者
罰文
慶長己巳六年二月朔
将軍第一殿
井伊掃部頭
直政血判
其処よりく天下動揺く治まり第一の功
嵩世すんは右へくらん是は最初より
下さるゝ所之越前府中の地六万石

加恩せられ本領に合せ十八万石とし
ありぬ其後頗剣しく恩を謝して
退きしかるに此後本領遠州浜松は其子
信濃守忠吉に譲り我身は越前に引へ
しと定めしか家の事は伊井家に
其事入道幸佩と云ふは其始清津の
豊後守に津し来せし時其子を取り
しかれは太閤も別にもよらし是へ清洲の
家には肩をと並ぶる者なき権勢なく
常に京大坂に在留して大坂の事
ある時も悉く此は力を思ふ低なる振也

せ[illegible]ば自余の家々なる[illegible]
[illegible]能くに幸侃さる士[illegible]士として恐なる
[illegible]とも強うしては海津又八郎忠恒
怠よ怒て幸侃を謀に幸侃八郎太閤
[illegible]も別よ大酒は一郎場りて頃せし[illegible]
の者なるに其郎は[illegible]強さ[illegible]已て
軍を仕さんとし是は三月九日なり
神君伊奈熊蔵を忠恒の方へ遣して
伊藤院の郎は[illegible]強さ[illegible]少[illegible]
是を謀せらるんと人数入目の事[illegible]
や[illegible]さるへし　我は[illegible]加勢を[illegible]へ

しと仰さる幸侃八海津の家へ[illegible]
[illegible]太閤へ渡[illegible]せし者を私よ謀し
[illegible]のみ已よ伊[illegible]強勢せんとし
忠恒自其罪を悔り言旅寺へ寺へ[illegible]せり[illegible]
[illegible]神君[illegible]大坂の
[illegible]伊奈[illegible]言[illegible]十詳を以て
言旅に伊[illegible]忠恒を近[illegible]
伊[illegible]郎へ[illegible]幸侃の子海津
父の郎[illegible]討[illegible]と少て日[illegible]
[illegible]桃[illegible]り要害[illegible]

浅井と戦ひ、とし、郡より殘りし伊勢の
部おも日向よりして是より加ハ国より
又ハ是ハ　神君大坂の大元より
ゆへ滅せしき忠恒ハ伊勢流の殘業
絶代せしとて悔ひの眼を塞りあり
其後も山口勘兵衛を忠恒へ
として遣ハ二千貫の石領を忠恒へ
塞り軍の働を尋させ給ひ又青山忠俊
を加勢ハ　忠ハ是も其後又山口を
遣ハ忠恒を和らかさせ給ひ
是ハ浅井部ハ絶の浅井より

とて　慶長覚書
天文実録

利家邸陽舎石田宅流滅事

神君ハ利家勅命として遣ハ
仰見ハ入来ハ返礼ハ病気ハ
大坂へ帰ハ向ハ細川忠興ハ利家
縁者ハ故その名茶四家へも
是く取計ハ是よと仰ハ忠興
も京ハ利家へ其中ハ仰ハ利家
と病中ハ殘ハ是ハ用意
ぬ三月十一日ハ
ハ是て此秋法ハ何後して今日ハ

城中ニ居ル所仕ハ者ハ不利家方ヨリ用事ヲ
ヒラク作意大坂ヘ屋敷ヲ構ハ名代ノ者来
ル共ヨリ屋敷ニ先ヲ立ヨリ居中ヨリ立ヲ
ト
神君ヨリ紀中ニ住居ヲ申ヘキ不
能ヒラ共ヒラク少船ヲ解ヲ出ル所
ノ口物語ヲ少船ハ未刻頃大坂ヘ着ヲ
シ汀岸ヲ近ク利家ヨリ丁寧ニ
挨拶中付ラモ一百ヒヨリ場ノ使ヲ
吉家ヨリ一挺舁ヲ
平伏ル作奉ノ人ヲ共ヒラク者七八人迎ヲ
富ヲ船吉家ノ中ヨリ茶屋作ル

ヲ虎迎ヲ少船ノ中ヨリ上ラヲ
御門ヘ入リ今日ハ天氣ヨ変ヲ
時若ヲ時ヲヒラ共ヒラク利家ヨリ
ヒラ共ヒラ迎ヲ虎ヲ事ハ我ヲ家ヘ
中付ル今夜ハ我ヲ住居ヘ四一宿ヲ
ヲ虎ヲ中少船色大方ヲ
面変ヘ
利改ノ
病中ヲ
若虎
神君御入ヲ
ヲ虎ヲ

長政も実に〻〻沙汰一先を過ぎし
事歟へ入らせられし利家の對面為給はれ
給さるは過利家は面人のみを近付
給へ訓導して後世的天下の法度を
といへしかも秀頼にへ云二の忠臣と云人は
見へしさまは迚人甚多見へさる仕業小
過給せし事も有せられし我死せば
秀頼に内證天下を治る外なしと知賢
て一族を深く治り給へ少て利政に付
内府面倒へ入事なこと幸所も先父
秀頼に内緒ハしく思ひ給ハ

内府なり我怨と利長へ者父の背後を
教せし者とと思定め兄利長へ表に利長
少て此の志理なるは似給へとしへとも
只人見へ者る事も有しよ天下の内後見
者除　内府を討給は急と天下の乱を
引出すと云者之若　内府に不実心なし時
過給ふる事を立ふ人の乱迚を作るの
様く事面者るへしと戒たり利政陽よ
見へ教訓と思度者る有て　是を記箇
人日　内府を討へしと勇く秘密なる
倫家面光へ恨所をさして

神君の御側を退かんとし利長甚心
を労し　始終　神君の御側を離れず
甚く安堵せり　利政は容易ならざる
おもひなり組留らるべしいろと宥めの
へくはを言葉せ　忠輝　て退き業を
表書院にて出餐遊ばされ利家病気
謝して要よりの利長と御対長政出おは
まし利家御対へ参るの時は必ず給仕の
小姓は長政長政出せり今日八郎殿
長政殿の家人は皆長政に嘆き
なる出餐遊ばされ石田三成は何れ

れく前田家へ参りしは
徳川家出仕の人々は云迄も前田
家の者なれば何事なれらんと大
驚くなり三成は武者にて
今日は少縁寄せ入
ゝ出仕ゝ見送りの方へ
来ゝ退りまは人々先は安心せり三成
は心ゝの事ならんと洋ゝ考
有り　ゝて　承る所三成は前編に出て
芸州家を恐れ逃げ出せしと　神君の御留守に
家康公に対し云へ　見て討ぬは理屈の
止めの如し　秀吉の天元就任の
ゝ三成は武者なり

被申を
其趣三成は同志の輩へ回文して
語り小西摂津守行長の宅へ急ぎ来り同
又隠しと細して清正長政ハ今朝より
前田家へ来りたりとく東々にもかは
毛利宇喜多等を始悉く来会候饗宴
を催して暖ニ成中なるは先ツ利家始
一統評定して三中老并安国寺を使
として　内府邪曲を責可せし下
扱處ノ秀頼にも申ありしとて浅野ハ和睦ハ
事ならしからず　内府よりも手をおして
懇を謝せられ候ハ利家改して對面

せんとさる所存ありしに　細川忠興加藤
清正浅野等をたてまつり利家
病気ようて公儀の勤向とも辞退せら
れ其子後等ハ外へ出られ　又て
内府にハ何となく饗應をまうけ
旅の次の三老方揃へ　其後ハ向後
御懇意と　内府へ帰ありし
内府もそれより利家旅館へ入来せらる
今日　内府と利家とは実の和睦と
見え候彼者へ其者へ譲とて我等
同様の申しも　内府へ譲の者もなり

然らハ今日当席へ此来会の三宅始
我ゝ組せは事を左右に分つ家中
とも役人さまも果すは其流押刑ニせし
處せられん、服薬あり 内府今夜藤堂
宅へ一宿の由なり是天の與ふ不の幸右
筋ハ渡りへきやと其頭まて絡めさせ
了小西行長も亦熟して其頭より合方
評議を取るにいつも左処なる御法のみ
中く当もさちうさる事更に決せられん
利家にも始として 内府御事あるに
沙汰せらるる事を慎りかハ大児方

五月廿六日諸国亡之幸に今宵ハ前業ら
宅へ止宿せらるゝ由なれハ雑宿のみなれは
弓鉄炮の備もかるらん前業も小勢のみ
弓鉄さのみあるへからす今夜前業ら
宅にて殺討しく焼をたらく八内日
御先へ御帰陣ー御出を設て討果さハ
此二人のみならへからす 内府を主とて討れ
を將まは味方に志の者は彼の眉を顰き
又須臾 内府の威光に恐れ媚諂たる
膝病武士一時に志を変し味方に帰彼
ましは海まりく内残党を退治せん八

大内の軍をなひらをせくらう出合
遂に攻定あるべしと悔うふ中たり是
を聞くらう二城小西と内通して城
中させ[illegible]ありとて毛利輝元始一族の
法師八郎元春と文の往返を云者を
以て[illegible]第四徳寿院は晴四長盛の
方を[illegible]くに素り頼る所の一とまは
西海とは大内殘りの秀頼様を初
内方は大元方の下知をもり勤る事
尚元の理なり偏るて利家をもつ
大元方より長崎をもせいもさ[illegible]秀頼様

四騎これを大力く頼方の内を始め
若も　内府を討滅まるべ[illegible]
味方は悉く諸牧人根籠者と名府
らを[illegible]くに罷り腐せらへ[illegible]今迄
義貴の宅へ何候まる[illegible]若干ゆて
内府をも[illegible]の物の数[illegible]
素の鉾[illegible]作懐まるとも今明の義貴
宅へ参りたりと[illegible]　内府方より[illegible]
用心義貴をもは今日の迄付も明日
[illegible]一戦も叶はへ[illegible]
[illegible]なふ御思ふ二所殿秀頼とし

相勇八郎右大將頼朝卿東八大軍一小軍一
能下らんと嘆万怠の利を失ハんハ必定と
存ハ長盛なれハ如思召ハ
云を伺く切腹の事成共之石田殿内の
一族なれハ無義絶恵を宮ハ支度
発一とハ云ハ先日大谷刑部少輔ハ
今度　内府を失ハんとたくみ人々の
志を察知変相の為一命を忠義
を思ひ立まし一とハ乃へハ成ハ
内府を助く其怪物を代らん事を
思ひ謀ハ内ハ出張ハ事一事と大谷

了三方ハ討ヒさんと成ハ
内府実ハ天下を傾けんと世ハ
おもてハ故右衛門殿の家一族一
同心一て義兵を起さんとの
ハ謀ハ事
支を結一人ハ滅亡ハ
兵相ハ四方ハ一ハ
後悔ハ一と成て
明智ハ事ハ大谷ハ
石田出馬ハ不無一て
長束正家双方ハ中さ

道理を弁ぜざる者共なり我が家臣の宅へ人を
遣はせば直に捕へ殺すべき筈なれども其の
一味の者の如く彼宅に潜伏し居る形勢
なれば是より出でざるべからざる者共
委敷中さるべき筋なれば出でざるは思ふ
此方の指揮を乗て中々出でざる後藤家の
宅へは加藤嘉明池田三左衛門恩田内匠
織田有楽細川幽斎中川瀬兵衛福島左衛門
侍従等有馬法印金森法印山岡道阿弥
同法印等の外数千騎何候せり

徳川家侍臣の人数は井伊兵部少輔
榊原式部少輔阿部伊勢守等の若干の
大名にて義豊の屋敷の廻りを
分数して内外海に立て浦を
御小姓衆は今夜の内は義豊の邸内を
とく各宅へ退散せり

利家使者詰問書

神君の使者は其夜十一時利家の使者を
呼しかば義豊の宅へ入らせ給ひ
珍重の儀なり織田有楽池田輝政
福島正則細川忠興浅野幸長加藤清正

堀尾信濃守有馬法印金森法印山岡
道阿弥岡江雪光利より加勢の為伺候
せり新庄法印は伏見の館に参り
合せ候は幽斎と同く出仕して有り
光利より前田家の方へ伺候せり
神君よりは榊原式部大輔を利家方へ
御使して丁寧なる挨拶に預り例く
ある所に思召候処八さ候其夜済まし更に
浅野長政利家の使徳山五兵衛を使に
来りて謝儀し五兵衛申上候八今日は
出仕有之所御苦労に利家自身御礼に

して御礼申上候如く御挨拶の如く御申し入れ
御座候よし仰せ候使者を以て申上候と述候
し其後五兵衛申候は今日も利家御見舞
申上候て利長事も罷出候まてよりて
候上の所にては利長より御申在様八さる変
御の御一筆下され候八九ん御届候て候以
利長来候て御座候御さ候ありしては
神君御光利榊原式部を以て申上候
ことく今日は丁寧の御挨拶謝儀し
候こし御利長へ御本御在てうしきこ候の
挨拶申請候ありしありし申越しとも

世万ようの左様なるへき必然なるこ
明朝はおく御見へ申すようにの儀は
彼地より認て送候てしと仰られ其節
長崎例の古来云書一覧のうへ御書
日毎に一通宛に付ては何もおく四海列
国人事一家なれども明家なく諸人と
云其親の書ようの五条御何事なくは
今更四海列国なりて利家の安心被
させ度地中よりも度々一四海為たい
尺へ一つは有馬法華寺五条御小西
其方いたもさるのを中者

内有公て文四海一宮有事なる成かしと
四海家有へきもらもたる事なれ一仰見
四海脇指出へさるへ一との四海なれは
四海次第の事なりと若し数中人を
五条御名前をやされ限りたる事業
去
夜の御方四海有出へく人声騒敷ゆへ
今もは四海明大の強く彩と中よる
神一番少石四海夜ようもの方へ徐人
を遣く中有重小西の宅の前成の指す
る一つよ少重たう歌ようもるのもん
よりの徐人沼をせる事一有へ

此外の人声数まては有らし此京舟名
の湊経過し商人水も木も売買せ清
声遠く聞へぬ夜は定て唱つらんと
絶る過雪の人く窓の戸唱へて定を
思ひ生は夜は居て唱和く数の声
よりは此頃にして商明の物売立さく
雑人内の声有りしとて十二日辰の刻
前黄門家を出立して伏見へ帰らせ
給ふ御途中迄は榊原康政御供へ
井伊直政守護し来りいつの時了
判の如き大勢の御供人数供奉より

大坂へは来りけらんはいかて殿しの御人数
やと思ひとの驚き数せり却御方より
利家卿へ御懇親を服しわさわさし利長
我子一對とらせし別心なきしよおかれて
いと拝みきれしとて　天元實紀　基業

向嶋御移徙付利家卿病去る事

三月十九日には　神君向嶋へ御移徙の
式行はる是は今日吉辰の旨諸の
より勧を申しよりて抑此向嶋と
いふは伏見城の南にあたり慶長
元年丙申に太閤此地に城を築き

なりしは本丸と称し本丸より橋を架
して行通ひ游観の所とせられし
宇治川の中流を地ハく埋さし所々へ
其後の大地震にて数舎楼閣悉く顛倒
し又其は其後建築も取く荒廃し
来りしも其地跡は宇治川の流を
堺し跡鉄の役はる地なり追順世に
謂はし又其は利家 神君を迎めらく
此向橋へ此修復あるへしとも中さまし
より此向邑をなく此館を新営
せられしも西五種造を先比より邑来し 一本

不日にして成切せしかは同月廿六日此新館
に移徙有る 其時大坂の奉行大臣
豊後橋遠く傍とらく今日此移徙を
賀しまつる 神君も御悦ありて下させ
なひ何も是迄此営みしりの御謝しめふ
奉行のはは太閤豊臣秀吉に任して今に
おかて森林数々もは皆編縄を設せし
とて梅と狭多加茂浅野更西蜂須賀蒲生
長束の大岩左伏見の坐は悉く向橋
此館へ参上し酒肴珍調度器械馬具
等思ひくの品々さまさま世俸しを

悔りて中皆し学芸関出て[illegible]を[illegible]
せり　其中に有馬法印は奥州へ[illegible]
法道し[illegible]更[illegible]
中上[illegible]の服中て[illegible]
[illegible]法常の壮士[illegible]を探[illegible]
法印の宅[illegible]送[illegible]
[illegible]法印の[illegible]を
[illegible]又[illegible]
[illegible]送[illegible]
[illegible]法印[illegible]
[illegible]

法道[illegible]加[illegible]右四一味の者[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
五[illegible]向[illegible]
[illegible]徳川家[illegible]光[illegible]
十倍[illegible]
[illegible]
利長利政を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

亟からん兄弟の者に申せは我なからん
後は世の如も相変りしらせん
いかなる不思議の世になりぬる大海に
兄弟秀頼公に對し御二心を抱かん
豊臣家ともねひたすらにまさへし凡人
死せんとして最期に申すは親族
方に宜くせんと御申しても父が遺言心底
にとゞめて片時も忘るゝ事なく
去る中納言は利長利政兄弟御
同くいかにても遺訓を宜くせん為心
ふしあるへからんと蒙しに利家卿は

安心の体にて見へにけるが其後は宇喜多
中納言秀家を招き遺孫の事を多頼
み申し置三月三日六十二歳にて
惜き人の数に入給ひける兄弟の子は
さらに之小の方に其人の歌せん方なし
小方に筆をかりて書しめられし書
けり我死せは豊頼へ加州にかへして
野田山に葬り小方も同く加州へ下らる
遍しとあれは利長も引ひ同国
三月廿旬に豊頼を加州にかへし小方剃髪
して芳春院と称し柩に添てぞ

下らまと云る掃部利家は尾州海東郡
荒子の村の産也 前田蔵人 利昌の第四の男
童名 犬兎 後に孫四郎と称し童なりし
時より 御側 に仕へ 生年拾四にして
元服し 其後 有て 四拾十四の時 切腹
仕命し 弘治二年 信長 尾張 武蔵 の
信之と 軍を 始め 利家 数の 首 二級
を 取 信長 の 馬 の 前 に 引 出 し 信長
其 功 を 感 し 給 ひ 其 兄 蔵人 利久 の
世 嗣 と 定 給 ひ 又 其 と 改 め
此 後 信長 の 供 し いつも 先 を 駆 ける

元亀元年九月
摂津国 大坂 の 戦 に 吉人 摂津 の 国 の
物 を 奪 し 事 数 り 其 功 に 依 く 賜 く
一万石 を 賜 ふ 天正 三年 越前 の 平 き
しは 家 中 の 地 場 に 二万 三千石 を
賜 し 当 国 の 地 場 に 加 賜 ふ 事 也 ら
一方 の 大将 と 為 る 秀吉 当 国 を 討 て
ば 利家 を 奪 に 加 賜 ふ 平 者 し 当 と
して 石川 河内 二郡 を 加 賜 ふ 四 の 地 を
守 る 者 人 の 金 沢 の 地 に 移 し 給 ふ 也
平 き 一 国 共 三 万 石 加 賜 し 秀吉

苗字宮名中より濃り明宗前業世と称
十二年一統し郡改攻れらるし時郷士
之郡を割て始り十四年の春右近衛
の小将に昇され十八年の春従五位下
参議に成り文禄二年の夏従三位
権中納言に昇り慶長二年三月十一日
大納言に進一家四人叙爵を免れ
られし時の従一位を授られ光業
を子孫に残し今の世の盛高徳晩
桃雲清見大居士と云 法名 光業 其の後
大元五年月 浮世に成して利長家を絶

父に代り大和殿に仕へ世々に仕へ
業四郎家人 徳川五代東照
徳川家の御家を賜りしより代々
御家の内の御家人に賜りしより
神君御代に成り大阪の出陣に
そと出家者一人 五代中上人
大阪の陣に出家こ面一と出家を始め
出家者 大阪の出陣人の孫より奥方
相続 者 者 者 者 者 者 者 者
銭 者 者 者 者 者 者 者 者

と為べしせうと指南し給へ納めをいせんと
申給へば利家おく方へ我乱世に
せもの人とも多く教せとも眼をさまさを
悟る教さん何の眼もう地獄へ堕へき
若も牛次馬次赤鬼青鬼と我を
偽り何責せんとする者ハ我り先
死たる所也数多切り破ぬる切り
鬼神を切斬て無道の武威を振ふ
毎一生涯なり国ハ宮人て我は法世
ハ今世の心強り名人一五七年の
命もなくば多頼ハ所代盛有る

宮ハ人へきと見ぬ世人振て涙ぬ
服を見居り歯をうみしめて出去
たりと申ハ一ケ月ハ　神君利家の
志を感じ乱ぬ国の侍ハ
[illegible]

七将峠　紀州石田辞世

其頃在大坂の大名の中の強者
正則清正二人の弾指加藤嘉明
細川越中守忠興浅野左京亮幸長
黒田甲斐守長政加藤左馬助嘉明
浮田中納言秀家石田治部少輔
[illegible]

我〻朝鮮在陣の日辛苦して軍功を励み和州の武威を三韓の外に振ひ一国無双の太閤殿下の威風下に靡くも所詮弾丸一発金の如く大明の部將楊鎬七十万の大軍を以て清正幸長守りし蔚山城を囲みたる時加藤清正機略を以て迅速なる軍一当に其世敵山の軍敗石松の中へ系入追撃しく部將の蔚山に入て大明勢を追撃ふ黒田長政は梁山より蔚山に後詰して清正加藤と一日の内に打勝て大功を立

者る所の軍略として清海一世清福原右馬助垣見和泉守筑紫内蔵允太田飛騨守四人を馬を乗せ清正愛情を以て種〻私曲の沒を せしを信〻閣下四人の奸謀を洞察し我〻を不を捌者る軍功を立て無せ一世稀憤数一統一我〻帰朝後早速四人の罪状を糾明清海さんと思へと福原は手体の縁を分け四人も皆共洋入綱の者命を乞て早速共洋に対一情理一今日に及へり強て今ふ小〻究竟も

せしめ給ふ迚よ彼五人の罪を糺し切腹
申付らるべしとの事なり之成を感ず
翌日朝鮮軍功は七將に賜ふ
其後の次第を以て史に感ずべきなり
加藤清正黒田の二將へ殊更少禄を
へき事を愛し給きは感ずべし思ふに
之成の如くなる事は又越く天下の設勞
は五年則ち後しく沙汰なる事と之成
を人よりも沙汰なく殊更よ沙汰なきは
迚言に七將又彼を以て中老しらは
感ずべきなりしてハ朝鮮の戦よ

限ふに何るも其体を人ハ中ハ
るの時よ必重め其上後年は御者を
四人の見者は皆其体を人ハ魂の者
なりは他の者中へ申聞せし其体を
用出と一中へ云ふ者なりは寓と思ふ者
迚世せしきよりとの事なり之成は迚
ふも又ハ知ふ者一は七將者に後を
与へ者も有い我く中今く中を者
成を少詮よ後一を云ふ者以の如き
云へ一是非迚言みこ一との支ふく
世事海世と思ふ少よ人々は

神君仰せられけるは池田輝政方へ度々
被遣しと仰せ深さるといへしるあるべきなり
其比豊臣家の四男に秀頼治世とて
しかるあり彼は三成擁立を企ること
者なり常に三成とは入魂也一つは
毒殺一家は三成の方へ池田の人数
加勢あり七騎は此節へ押寄ると風説
聞に取り油断有へからしと告げるは
三成大不仰天狼狽一通く入魂の
字義多上移の面大先を頼あるとと
面大者も強方れく評議区区よしく

一変せし結句義宣は三成と同類なり
しかは伏見より移り以来大坂を
急き大坂へ移り人数を出し
多くの大小二成宅へ来るは三成大小
既に人数の陣を語り何分も四般
なる毒しと頻々義宣へ執申
共家臣面々に仕居せられ人事
毒ふしに帰れと被命一家分へ避
られ申よりと所重なるは三成気と
角も明石殿の仕業いしと等小義宣
家よりは三成を矯よ示せく字義多人

中務の殿様へ遣わされ、武家を案内
為仕して義宣と同く京都を出発
京都中々は我が七郎の心を考るに
為不世出の英雄なる故の事と甚
感じ入申せし事叶ふべからず
内府様と合戦せざるを七郎へ実説を
加へ語り聞かせ、其者共に扱ひて八郎を
治る為と云ふ事なり義宣我が方へ
了解致さば我が八郎を二城を同道一
倍へ倍う十倍し人数多くなりなば
二城を為宣しなる為一道二城を女房共

了解致さば我が八郎を二城を同道一
大坂を立て明石方迄行き人数揃へ
来る為宣は義宣に為宣の為
来る為宣は義宣に為宣の為
神君我が為に此
強勢の事は少なき秀頼代治様なれば
しく治へられと思へば早く和談の
扱ひ為宣は池田三左衛門殿へ申遣
しなば来る為宣は一手に能く三城を
同道致さるべきのなり二城出張
了解致さば伊勢へ伊賀へ為宣
為宣義宣を為へ為宣

佐渡守正信御前近く参りけるに
此小姓此菓子を賞して居たりしかハ正信
大敵はいつくにとも申あるに此風聞あり
とて〱此公此殿内へ入らせらるゝハまさ
此用意に出へしと云されは佐渡守殿
此と結ほとるへしといへはかくと申上しに
上様内へあるく其方は源氏に何故出なれ
と此時は正信さんに石田治部の事せ何
思召とか申事は其風を出来ぎと
結ける正信此菓子抱へさせはせぐくに
まかりにかしよりに及ハれと申て立退

せり（治部少輔正信か君天下を覆ぬへく三成を助あるへしとやかたりしを聞り又七将かやことく三成を誅せしめんと浅野諸大名か驕横の挙動募り治道立へからすと云しあとらを乃政治りある又を絶せし八木井利勝の物語とらく天元録絶のせし説によるなり）加藤福島を始七将は佐竹義宣の
三成を介抱して伏見へ立退きしと
答るもを人遣はし三成を九死を逃し残家
なりし處三成をは果さんと諸伏見へ
馳来り治居部へ立こもり大坂より人数
を召寄騒立　神君より伊奈書昭継
を以渡とし　各方は皆太閤恩顧の人々
ありながら私に秀頼に代り天下静謐を計らん
とは甚た私の騒動を引起さるゝ事ハ

又ハ悠揚殊に存候ハ者へ申出さま
しかり其所ニ捨置殊にしとの心むるは
然ハ此ハしも我等も新気く秋後の放を
申置て其儘捨置へきは何とも此上にも
名残殊に成殊にしとの事ならは三河守を
御了し急ニ三成を自殺へ入取中施し
其路次中ニても我等方へ可被為取後出て
も三成を討果さまん事は勿論にて
たる一しとの了簡を決定て難攻色々
此支より大坂表へも両者已後をおされ
しかとも吉川は此縁者のそ有我一存

にては取中殊にし幸此度は何れも我等
方へ今度はまた其にも列命の中よりも
其方も御決定なくまじく何れも七将へ
内書ありし此度又池田か屋敷へ至り七将
衆会の席にまかて御決定にて
一座の評議色々を以て一同の致す
にひ御当所の御取扱し手難攻其方は先
休息せしよとの事にて当所入勝手へ
退く手際よく七将又く御後のこと出書
を以て御遣し清正正則両人中度して名は
其御諱御のみならず已に大坂表へ出陣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　内府公御仁心をもって
平定おはり天下の大業仕直り給
ふんぬと申上候は　神君七百人余
の[illegible]三成の邪心は[illegible]
在世より五奉行の主張よりおこり天下
政務の沙汰はかる者を七人の大名私の
宿意をいろいろ申さしさんとするを接足
ては政事一定難きゆへ御心を大に心を
悩し[illegible]
[illegible]保[illegible]
[illegible]

[illegible]
内府公御を[illegible]一旦は[illegible]
[illegible]心底知らせぬと申ゆはあるし
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

知言とも[illegible]後一中村生[illegible]と[illegible]
内府公仰[illegible]
[illegible]
[illegible]

らるゝ様にと国之二月七日編 三成未刻ハ
伏見を立て佐和山へ帰る 三河守
秀康に兼中村生駒の両中宛も同様
後見に成 聽聞山科 ハ)へ到る 三成の
家人 言聞敵中 右之仰書 新宮藤太
郎 島の士数多 [illegible] 彼 [illegible]
伏見 [illegible] 三成敵中を [illegible] 秀康に
中々 [illegible] 家来 [illegible]
交り [illegible] ひさるへしと中々 [illegible]
秀康 [illegible] 瀬田迄 [illegible]
佐和山 大橋 [illegible]

是 [illegible] 大勢 [illegible] 三成
瀬田大橋の [illegible] 是迄 [illegible]
[illegible] 大勢 [illegible]
内府佐和山の切先 [illegible] 迄 [illegible]
中 [illegible] 波 [illegible]
宮 [illegible] 三成中村生駒 [illegible]
[illegible] 大勢 [illegible] 三河守 [illegible]
頭 [illegible] 家来 [illegible] 男を止
中 [illegible] 若 [illegible]
[illegible] 帰 [illegible]
[illegible] 帰 [illegible] 中切 [illegible]

為中左兵衛尉ハ御年三歳迄ての
預ケ置ハ此方より出陣の節我ハ
陣屋仕へしと申ける秀盛卿ハ
左馬助と云迄ハ伝和山迄乃送
為しと命せられ刑ハ中村生弱と
なる伝也へ陣りの上三歳も刑と乃送
ハ家人ハ命し左馬助を伝和山城内へ
迎へ参流ハ〻御〻餞宴一〻ハ
太閤より海鹿の刀を頂戴ハ
左馬助ハ授ケ給ハ勝利出陣ハ
既ハ為ハ大業なるへしとて酒し

陣しける此刀ハ今も石田四郎と名付て
鎌倉家の宝家として伝へらるとて
翌日中村生弱の為人命落ハ
ハ日ハ勝利の出陣鎧兜ハ
付き世ハ十ハ三ハ月九勝出を名ハ
ハ為ハ御四ハ四郎ハ伝左馬助を
ハて乃送りハ老ハ三ハ出陣四郎ハ
ハ知天晴ハ出陣と為人とも感
仕ると中と為ハ　神君ハ出陣ハて
名左馬ハ中さる家ハ河内ハ
ハ為ハ参ハと仰られ

天元実記
豊臣秀吉

伏見城ヘ移徙ノ豊臣溢号事

石田治部少輔三成佐和山ヘ蟄居セシ後ハ石田籌策ノ大小名ハ悉ク家康ヲ崇敬シ奉リ内府ヲ始メテ向後ノ政務ハ悉ク秀頼ヘ帰シ政務ノ要務ハ悉ク秀頼ヘ帰シ政務ノ要務ハ悉ク秀頼ヘ帰シ政務ノ要

内府公居邸を大坂より西宮表へ移し
[illegible]
内府公家人大勢のうち[illegible]
[illegible]人数迫り[illegible]
事共之儀内京都より西国[illegible]
[illegible]
[illegible]

仏尼新書第四德音院新城尾より
德音院へ其名中略しくるる德音院
なれば是は大元の事知とる者へ
内府云向後四移の時も向後の勅書
後人等も殘し　德川家の書へ
引渡し明退に此時へ移り給へ
大名の書人等も大坂へ交代して
勤仕道理なり　我が家の事なれと返答
しくるる其前日より德音院へ大名
家諸侯の謁殘り居く井伊家の使
不渡しくるは是より大名家諸侯を

皆　德川家の四家人等も少し殘
し新御殿へ移りの人数四家の
四方へ五家の三家へ分り
後しくるる後の新殿計らひ
秀忠公の御代　同年八月十八日
大御神と神号を授らせ給ひ
遷座の式行ひ社家は吉田兼豊
萩原宗源卿等と称せ者家は
妙法院道澄法親王重慶院門跡興意
祭祀法令と豊臣秀頼公の

西別殿下ハ吉太紀伊守代ニ成
神君ハ日ノ御ニ日ノ御ニ進蔕ノ思ハヽ
及ハヽ社人社僧迄悉ク召絶ル者千餘人
しのひ召帰ル時ハ思ヒ流ヘ仰セ出サ
ルヽ天皇家ノ衰微ヲ少セ申ス事
ハ賀茂ヘ帰ラセ申ス豊臣ノ社人
ハ出家ハ八宗ノ僧ヲ集メ
解会ヲ設ケ僧人奉楽ヲ奏シ
其外諸楽ヲ興シ田楽猿楽ヲ奉仕
義英ヲ召ヲ申シ

天文年間
慶長編年

朝鮮ニ軍ヲ渡ル事ハ文禄元年

思田清胤ハ石田三成ト遺恨ノ仕
いうんといハ朝鮮ノ合戦ニ加ヲ
太閤ノ口ヲ恐ル事ヲ
清胤長政ト共ニ朝鮮ヘ渡海セリ
ヲ頂石田三成ハ思田長盛大谷吉継ノ
三ヲ
三人敵ハ命ヲ少テ
ヲ人ヲ思田清胤ハ陣屋ヘ帰リタリ
此時ハ長政ハ人ハ碁ヲ囲テ居ラ
其ヲ心ヘ
心ヲ

三成を憎み大谷吉継を同じく憎む故に長政
又よりおのく心付人をもせく間
うとなる三成又ゆへに大切の基を
おもよとなく吾輩風へ憎み無之
せし憎所の後世のよ事を深く
三成例の所云合色を見るさらに如
長政義吉公の命を蔑如し事
を憎海内の旨深云也一説は
太閤大よ怒りのよ如此長政を
深く三成を怨たる故長政の幸也

三成と不快よりなる如此なる中要
長政も三成を憎ん加藤清正小西行長
と戦功を争ひ不和確執なるよ三成
無小西と殊更睦一説は清正
憎む故長政は黒田長政浅野幸長加藤
清正三奉朝鮮蔚山城の大切を
同日攻陥原太田城見然石早川内人と
懇一説は藤堂高虎を清正と太閤
へ再よ入さる故太閤勘気せらるし
太閤薨せらるし後長政幸長清正
三奉戦功へ立くなりしを憎馬如

播磨西郡池田輝政細川忠興加賀
前田利家等各石田方に愛憎より謀反
を企るよしを聞き其儀に幸長
長政より許諾して已に二成を此度
ゆるして討果さんと申し如
神君仰せられけるは二成を佐和山
籠城にて攻め申べし
神君は向後より伏見の動靜を絶らせ
り小藩は陣〻に其儀出ん一天騒
動〻中也細川越中守忠興は豊後
木付にて五万石遣申せしも表向
忠興は信州川中島にて二万五千石
加へ小藩筆刀吉信より拵の脇差
五万石加增を賜ふ是忠興は居城
中津に留置の家臣
世に稱し新を反逆一切を賞せらるし
神君獨斷の仕置なりと宇喜多秀家
上杉中納言之義は如何
とは申すなれ共修羅太閤在世より
沒後迄申せし法度の旨に
出て百万石
加へ

れくよりて邪曲を工む奸吏も絶んと
して世間より嘗り被る田舎武士の
二時は福原始め人の見付た朝鮮
陣中にて邪曲を糾さんと思ひ
先日も石田三成遠中を使せ如三成ら
過言を礼せるを知し三成を譴責し
中屈しとせしよ　内府公の扱ひ
三成結和出難居せしこは三成うるハ
おのとまるよ是ら五人の見付た
邪曲の実否はよおかくハ
内府公の明白を糾まるとの事

神君諸臣へきよ邪とと大よ心を
悩しるし大坂のまりたとる石田を其
可朝鮮　渡海せし　大坂の右筆業
とる大閤ちく其時の実否を問く
山宮繋ぎるしよ其時軍監として
渡海せし　七人の見付れ中よ福原始
太田垣及熊谷早川五人は石田の内意
を会ミ奉遣の沼を申とせんとせしを
毛利作閤き高政所中作閤き貞政
二人は同意せさしうは福原おか
文初を渡ぬし　清く毛利作中も

加判させ法をよびくるなり此時筆
毛利と福原始五人の男爵中一番論
をしと世上の風流お遂なきし故なり
其上なると義業なる虎は毛利伊勢守と
入魂の中なりて言虎をして毛利に
少せらるしなり毛利其元の陣中記
を言虎より渡して内し以流より渡の新
内し以業繁をのひしとして双方對決
仕給らる其日は故太閤在世にて其次第
の武法のなくなり諸侯人列座の席へ
双方出給へ言さまも僕言虎をなく

演能加義忍四之人我切法をの事ハ
より男爵中其元口論の次第多論中と
色しと仕給さる其時所中ハ龍顔なく
おれ福原始五人の男爵ハ未さ一言を
中され毛利中納ハ右法をの節
仕至其末あ人不同意なく福原始五人の
同役と申論ても以ひ事ハ世上風流の
なくなりをおなしに其保右馬助ハ
文を渡の後其ホ者人も加判仕り上成
只人をおなく完爾中上へきし相成なくに
七人同役の業法なるなりいさ法へしと

云的議論長政を始め福原始五人の者へ
内々若朝鮮陶海に来候者を生擒一度
捕殺す七人捕殺候儀を若を生擒一度
の上ならでは内々とは第一の口実間小知
行中仲直毛利伊勢守人数内を打
加判被召寄と中まゝ事論の事
口不審少くとも我も同く不審なる
処所詳と中少らるべしとそしる福原
内口をもて 五人の内一人も中間く相なく
其後議論長政宅へ福原始五人の者共

始まりて朝鮮は海路遠く隔りたる
事故諸将の我切腹下遂一分治れ
口内外とて若を出さるし如後世
異国の沒を中上不面の恥なり後代
年代まで恥せらるべしといへども切腹式
始めの故 内府公家光宅の口内法
を以て各順死に上波多右馬助
中波一分 四郎福原右馬助 三宅
鍋千代 佐和山 寄食 佐和山 秘密
内義 名代 三成 親 佐和山 近江 内
技 一 古田 光 ハ 鍋千代 より 鍋千

[illegible]川を馬長敏は奥州の方へさしたり
[illegible]の間[illegible]長五年　神君[illegible]
[illegible]代として[illegible]
[illegible]推挙[illegible]
大坂へ[illegible]
[illegible]
太田は四頃豊後拝四の[illegible]
四頃安波播[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

抽税とゝのへんと情るゝ事又年貢米穀
まりの事載せる及難く
神君の上意を仰くゝ郡国領分くゝ
双方とも神君へ御まりの事を以て其ゝ
を承勅せらるゝ上意の故太閤万民
疲弊の愁きを嫌はれ仁心を以て宇治
淀川に懸税を免さるゝ事ゆえ
未命令を蒙らざるゝ太閤薨せらるゝ
ゝ太閤生世ゝ御ゝ抽税免
さるべき事と仰せられ九免八遂て
悲嘆と定りゝ御新陵大ゝ服を令ゝ

閑ゝ原の一戦ゝ成ゝ後業と成り
しとて其ゝ宇治ゝ茶高ゝ茶新
ゝ預ゝ地ゝ年貢ゝ地代ゝ少ゝ上意
ゝ仰ゝ預ゝ免さるゝたり天文元年発業

徳大寺佐大臣大坂ゝ下向ゝ事

神君豊臣秀頼ゝ出馬ゝ事ゝ
大坂ゝ御ゝ出馬ゝ事ゝ
しゝ仰ゝ博四郎ゝ秀頼ゝ長盛ゝ
仰ゝ
仰ゝ朝鮮ゝ在陣ゝ辛苦
せ一説ゝ宇喜多毛利ゝ始ゝ戦ゝ
ゝ事ゝ太閤在世ゝ御ゝ

軍四を稱賞して勇戰奮闘と絶さへ
くまと乘類に加担の者ありしかは
小西城主せめては朝鮮渡海の
家は帰国の暇を給へ相年兵士
民を育し兵を休めん相計らはせ給
へ　我示刑ヒたる大元帥も喜
おぼしめしへ宇喜多毛利の両元も朝鮮
出陣せし久しく名護屋に詰られ
大坂の出費千万の苦労なり是と御
覧あれ　始四大坂より帰り宇喜多毛利
上杉義四の使を以て宇喜多毛利は

何の思慮も無く秀頼に西城を
まそは大坂の出勤せしてはけ八
幡と称したりしよ　内府刑内意
方上は秀頼も一先帰国の西城給へ
とて大坂の市内うろ付へ
中上しの為下は太閤出陣の如く服の
御勝も用意なへしと給ひらる事的
上杉景勝義四利長の市内をしく御へ
中上なるは宇喜多毛利の両中納言帰国
なりは拙者共面人なる
内府事列に加へらへき事なる

[illegible]は去年[illegible]して[illegible]
[illegible]
[illegible]

中て天朝を仰ぎ十四日に条関白より伊
勢守へ言葉院の使者上ゝ之書の趣へ出立
来る十四日は八幡に参り行る為しと
仰せられしに留れ為へ法人条諸人頻
参らん事を思ひ十六日に参る
思ひ伺ひ我が国に大坂へ参り
乗船に無る一刻無せんと思ひ
以前に降くなるべきものへ使者を賀
なるべし九月初旬より乗船に成る
船を見て十四日と申へ仰せ出さる

第ては伊勢市に宅給居せんと陶来
したるとの事を心安ひる船の為
幸尚ほ石田源郎が御用要の為に
小若を〜〜との事に候なれば幸
まく仮人る命一石田の用要に候掃除
を為きしう九月十日後に出立
に一中刻に大坂へ出る若者を石田の
用要へ入らせ申よ家よ出て在大坂の
大小名我も〜と酒肴して四張船
へ乗市へ出一七来大家森藤政郎
伺ふの時は揚りしうと必酒肴

来て大坂より残りの一の切田長盛と
田辺――四郎隠へ来て――て行事をと
中とるの計を終て返あり其後
神君は井伊直政榊原康政両人忠勤
有之伝聞を正信を以て密に伝聞
以て長束切田の面目の事
我と若し加州の利を思ふの心
得田の相り清洗を以て深を残し
我が出後九日間より動き方為差
除部両人より謀し合せ我が対れとの
事の由之世のいろと伝聞有之正信

申り長束切田の密告の出も除る為
事なれば内一昼後日は四郎と伝
られ御へと中る処出田長盛
の二人は四郎伝聞の二人数大勢
なれば隠しなれば似たり出て
出忠以て何程の人数伝聞
くこと中なれば伝聞
聞き密に何程なるも御内の人数
は早に為られへと密伝聞
として秀康の方へ高田の伝聞

老ハさぶらひ秀家に御供申し色々交渉へ
大坂へ帰るべし　尚様子ハ我ハ人数
をいそぎ発も同じ事なれ　書状
物ハ後藤平四郎ハ明ケ方ハ早く
到着すべしと仰せ　此時秀家ハ記
ハ様子
天満宮ハ父子ハ生き残さりしと
聞ハ世後ハ　天文実記　慶長年業　を聖八日ハ
神君ハ因り宅へ後らせ給へハ長束と
少輔ハ家ハ　夜中　近ハ寄後
ゆく　逃らせ給ハ九日ハ　豊後聖成ハ

給ハ世後ハ　切多後藤ハ正信と申ハ
とせ　井伊直政　切多忠勝　榊原康政
子ハ酒井　大久保平岩安藤　本多　豊後
ハ五人ハ　ハ　横ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
ハ後ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
神君武蔵ハ登ら世給ハ　切多長束
ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
後世後ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
儀ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ
逆賊ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ　ハ

[illegible]廟下へ召らせられ井伊掃部頭を
願ひ出る者五人の内は支へ残る者七人の中は
[illegible]と云へは五人は残り者七人の中は
[illegible]と云へは[illegible]人は残らせ[illegible]
[illegible]
[illegible]

四月ニよりて進て老ハさきたる仏ゑの
ゆゑ人数とくとし地をうしなふ
石田の明日ハ[illegible]ハ長崎の津ゆの石田
ゆゑに宅地迄入ものなきハ大坂の四人
ゆゑ用を語ふ所をけしこまハそも
行ものちらんと諸報諸動大方ハらん
明年十日 貸ハ為ハ博らをのふ屋しと
仕者さをしう又異ならやなん十日十
日大坂ハ四月十六日貸ハ博らを
ゆふ四人数八四千ちう用ゆゑ京
大坂ハ[illegible]ハ嫌ゆを仰く文泰ゆ年

のゆ

天文元年紀
泰業

ちう大地鹿科 付清地陽花之事

其後 神君ハ石田長束の為ゆを石
して今ハ石田利長の陽陳ゆて清地
長政陳を今ゆ七方動ゆ長 大地陽地を
しうゆ我ゆを計りゆんとせ知為人
恐怒為ハ我ゆ花紙ハ所ゆ[illegible]ちう世ゆ
陽陳の使其ゆ与意をゆ乱明ゆ業野
明白ゆ仕ハしといへとゆ方仕ゆて
世ゆの陽ゆとゆ形ゆ為損ゆの四
紙へうゆ御ゆといへとゆちう大地の

あ人は向後の為をも中分へきなれ
とも各存の外て彼ふの心なりなる
まゝ無し乗預の儀一向慈悲深
せ給ふ様にとの事大名へ申聞
へしとの事なり依て彼せ申渡し
ちなは常陸の佐竹大膳殿奥州の岩城
丹波守殿大坂へ十月十日ちなは
同二日大坂をたつて各別不一通
長政を罪科をしなまの断を各方
へ出さく沙汰せくへしと仰せ長政
殿と仕さく出来候四方へ中なる様に

太閤の内儀より御上洛之上陣代勤として
朝鮮へ渡海せ一紙の事なり
面一て仰付出て元裏を務て
なりくまりの勤も若宮殿の風
聞若預交心底なり　内府公御若
各出家の御仕方下さるし出張者も免て
の御預ものの事　神君石谷なりの
支は重職なるは我未一度なりて指揮
をへきなるもあるく様とも充裏岩出の
為とのなるは頂戴なる事心得せて
せなる面一と仰下さるるは長政七十月

五日甲州へてさーて引ゝ[illegible]

内府公ゟ[illegible]

以ノ外大事ーと大ゝ心を悩ーなる

[illegible]

内府公ノ事はゝ[illegible]

[illegible]

中納言殿ゟ[illegible]

[illegible]

幸長ゟ中ーさまーこと〻く也

内府公ゟ[illegible]

[illegible]

大坂西九郎ノ遷定ノ[illegible]

神ー右京ゝ[illegible]

大[illegible]

陣所ー石田ハ[illegible]

[illegible]

大坂ノ人ゝ[illegible]

作兵衛出張致し候ハ、番頭ハ勿論
大坂表ハ人物ハ出張ハ致し大坂西丸へ
引移て政務ハ江戸へ引取と思ふ
所の方へ出張ハ最出来向ハ移り又
出張へ移り候ハ我が心に任せたるへしと
大老中ハ各方ハ中ハ江戸に居たる様
なれ共ハ評議ハ致すもの多へ
とハ思へとも一先ハ各人ハ不当と存
そと作るとハ岩来ハ四方ハ已に出張
少し移の為ハ毛利宇喜多西大名
ハ出張ハ伏見へ出張ハ大坂西丸ハ
内府公思召ハ江戸ハ人ハ
改め申候ハ内府ハ中ハ
大坂ハ人ハ
大坂ハ人ハ切居ハ
大坂ハ
中ハ各方ハ
ハ
大坂西丸太閤
様遣ハ
彼ハ
四遷移
四長崎
伏見ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

お馬一疋伐せしにて叶難一条なる
甚迷惑せしなれとも仕廻さる也乗掛
畏り申て罷帰りとて退出せし也
より出こうは加賀守なく
内蔵之助出馬なりと沸騒世こなれ
なれは井伊掃部頭立部屋長重西丸へ
井伊掃部頭を始め加賀守の所法
利長の武器は知遇一ていに
内蔵之助出馬なりんは長重の家来
の名誉なり

以来へ家さと甚方故敵と迷ひ
乗物に乗志意感入ん人家全滅表
一統に成るは与矢の常法なる万先陣
矢弾飛とて内蔵の家を移し餐を
なるなるとて内蔵の出先の四組先を踏り
あるは長重脱大方明らん恩を謝
てなる迷ひ先陣の所法天下
一般なる少へ生は利家公東加州へ迷ひ
の大名内に利長へ内蔵を面する者も
なり中なる細川越中守忠興は丹州
内に世事を少大なる強き加州へ名誉を

之利長は早く陳謝の仕方をなし嚴密に
陳謝せらるべし　必事一家の亡の外一
関係なしへきと雖とも諫るるとて
利長は身能定る利政兵家充たしとも
なし　人民京大坂の騒乱の雖とも
騒入る全く虚説なして利長の
覺悟なる及ばる為の仕方なる中言ひ
の筆下　過ぎ家充樣山城の長刻
お出せ大坂なるべしを井伊直政なるを
中上る山城を西丸なる下に所用
仕なる山城を渡るべしと一名八組合

中納言樣　故大納言殿の遺命の義
の企仕なるも世に我が家知れいるる世の
為者の為諫言を加へ中者なるべき此本
意なるべ為案を仕なると爽なる治定
仕
神君利長樣は家臣なるやと
当時の山城を渡るべ中上　一八去年
太閤様の御果報様へ對し逆心
仕なる為の神文樣の及ぶなるおそ
必ずと百千枚の樣なる同様なる恐れ
利長年の人物と仕候はさる心底
の邪正明白なるべしと中上る八

神君御顔色和らかなる[illegible]
[illegible]世之[illegible]
無双芳春院より人質として家光の子
[illegible]と仰られ山城守
芳春院[illegible]利長卿改名の
[illegible]和式部[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

五月廿日[illegible]六月[illegible]
若如是法者[illegible]
[illegible]

[illegible]

愛知県
1103264689